

2019年商品改定のお知らせ

コープ共済連（日本コープ共済生活協同組合連合会 代表理事理事長・和田寿昭）は、CO・OP共済の改定を2019年9月から実施します。

1. 2019年9月2日発効の契約から、脂質異常症・高脂血症の方も、一定の条件を満たす場合、ご加入いただけるようになります。

これまで脂質異常症・高脂血症により告知事項に該当する方は、《たすけあい》・《あいぷらす》・《ずっとあい》にご加入いただけませんでした。2019年9月2日以後の発効契約より告知事項に加え、以下の条件を満たす場合には、新規加入・増額更改（更新）・移行が可能（一部コースを除く）になりました。

- 申込日において満30歳以上であること
- 過去5年以内に「脂質異常症・高脂血症」で入院歴がないこと 等

2. 2019年9月2日発効の契約から、《あいぷらす》・《ずっとあい》加入申込時の健康診断書の提出基準が変更になります。

《あいぷらす》・《ずっとあい》終身生命の加入申込時における健康診断書の提出基準が、2019年9月2日以後の発効契約より以下のとおりとなります（健康状態に関する告知事項への回答は従来どおり必要です）。

《あいぷらす》【現行】

| 発効時年齢 | 死亡・重度障害 共済金額 | 健康診断書 の提出 |
|---------------|-----------------|--------------|
| ～満40歳 | 2,000万円以下 | 不要 |
| | 2,000万円超 | 要 |
| 満41歳～ 満50歳 | 1,000万円以下 | 不要 |
| | 1,000万円超 | 要 |
| 満51歳～ 満64歳 | 500万円以下 | 不要 |
| | 500万円超 | 要 |
| 満65歳～ | 金額に関わらず | 要 |

【新基準】

| 発効時年齢 | 死亡・重度障害 共済金額 | 健康診断書 の提出 |
|------------------------|-------------------|--------------|
| ～満40歳 | <u>金額に関わらず</u> | <u>不要</u> |
| 満41歳～ 満50歳 | <u>2,000万円</u> 以下 | 不要 |
| | <u>2,000万円</u> 超 | 要 |
| 満51歳～ 満 <u>65</u> 歳 | <u>1,000万円</u> 以下 | 不要 |
| | <u>1,000万円</u> 超 | 要 |
| 満 <u>66</u> 歳～ | 金額に関わらず | 要 |



※下線部分が変更となった箇所です。

《ずっとあい》終身生命【現行】

| 発効時年齢 | 死亡・重度障害 共済金額 | 健康診断書 の提出 |
|---------------|-----------------|--------------|
| ～満50歳 | 金額に関わらず | 不要 |
| 満51歳～ 満64歳 | 500万円以下 | 不要 |
| | 500万円超 | 要 |
| 満65歳～ | 金額に関わらず | 要 |

【新基準】

| 発効時年齢 | 死亡・重度障害 共済金額 | 健康診断書 の提出 |
|------------------------|-----------------|--------------|
| ～満50歳 | 金額に関わらず | 不要 |
| 満51歳～ 満 <u>65</u> 歳 | 500万円以下 | 不要 |
| | 500万円超 | 要 |
| 満 <u>66</u> 歳～ | 金額に関わらず | 要 |



※下線部分が変更となった箇所です。

3. 2019年9月1日から、《たすけあい》の事故（ケガ）通院における固定具の支払基準が変更になります。

| 主な変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更が適用される時期 |
|-------------------|--|--|---|
| 保障金額 | 固定具の装着1日につき事故（ケガ）通院共済金0.5日分（入院・通院日を除く）※事故（ケガ）通院共済金の支払限度である90日を含みます | 固定具の装着期間にかかわらず事故（ケガ）通院共済金10日分（同一の不慮の事故につき1回を限度に保障）※事故（ケガ）通院共済金の支払限度である90日を含みます | 2019年9月1日以後発生する不慮の事故（ケガ）から、変更後の支払基準が適用されます。 |
| 免責となる部位 | ・手の中指、薬指、小指 ・足指 ・鼻 | 免責となる部位はありません | |
| 支払対象となる固定具*・ケガの種類 | 骨折等のケガの治療のために、医師の指示により、ギプス、副木等の固定具を常時装着していたとき | ケガの種類にかかわらず、医師の指示により、ギプス、副木等の固定具を装着したとき | |

*ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具が支払対象です。包帯やサポーター、テーピング等、固定具の種類によっては支払対象外となる場合があります。

お問い合わせ先

日本コープ共済生活協同組合連合会 渉外・広報部 （担当 南波・大杉）

TEL：03-6836-1320/FAX：03-6836-1321（平日10時～17時 土日除く）

e-mail：kyosaiinfo@coopkyosai.coop